

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和31年8月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月31日から同年8月5日まで
昭和29年12月から56年7月までA社に勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B出張所に勤務していたことが認められる。

また、事業所名簿によると、A社B出張所は、昭和31年8月5日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるものの、同社創業者の回顧録（昭和44年発行）により、同出張所は、申立期間より前の30年5月15日に営業を開始していることが確認できるとともに、当時の同社本社及び同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、同年7月31日に同社本社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年8月5日に同社B出張所において同資格を再取得していることが確認できる同僚5人のうち回答が得られた2人は、いずれも「A社B出張所は、昭和30年4月又は同年5月に営業を開始しており、私も申立人も、営業開始当初から同出張所に勤務していた。厚生年金保険の事

務は、本社が行っており、申立期間の厚生年金保険料は、継続して給与から控除されていた。申立人も同様だったと考えられる。」と供述していることから判断すると、事業主は、同社B出張所の従業員について、同出張所が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社において厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和31年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年4月1日から20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成20年9月1日から同年11月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から21年4月1日まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が、平成18年4月に遡って26万円から11万円に減額されていることが分かった。

しかし、提出する給与明細書及び普通預金通帳で確認できるとおり、給与月額が11万円に減額されたことは無いので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年4月1日から20年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、同年4月10日付けで、18年9月1日及び19年9月1日の定時決定の記録を取り消し、18年4月に遡って11万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該処理日において9人の同僚の標準報酬月額の記録が、申立人と同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票によると、当時、当該事業所は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成20年4月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、18年4月1日に遡って標準報酬月額に当該減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同年4月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成20年9月1日）において、申立人の標準報酬月額は11万円と記録されているところ、当該処理については、同年4月10日付けで行われた遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年11月1日までの期間について、申立人から提出された預金通帳により、申立人は、当該期間において当該事業所からオンライン記録（11万円）を上回る額（22万4,236円）が給与として振り込まれていたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成19年4月から同年8月までの給与明細書によると、各月において、厚生年金保険料（1万4,642円）が控除されていることが確認できるところ、上記預金通帳によると、20年9月1日から同年11月1日までの期間の給与振込額は、19年4月から同年8月までの給与振込額と同額であることが確認できることから、20年9月1日から同年11月1日までの期間についても、同額の同保険料を事業主により控除されていたものと推認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間における申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、預金通帳及び給与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年11月1日から21年4月1日までの期間について、申立人から提出された預金通帳により、申立人は、当該事業所からオンライン記録（11万円）を上回る額（月20万円）が給与として振り込まれ

ていたことが確認できるものの、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないため、当該振込額からは、同保険料控除額を推認することができない上、当該事業所に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4491

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月30日は10万5,000円、同年12月30日は4万9,000円、17年7月29日は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月30日
③ 平成17年7月29日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から③までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された通常貯金預払状況調書により、申立人は、申立期間①から③までにおいて、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成16年及び17年に係る賞与支給明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、各申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記通常貯金預払状況調書に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、平成16年7月30日は10万5,000円、同年12月30日は4万9,000円、17年7月29日は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の書類は無いと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年10月及び同年11月は28万円、同年12月は20万円、18年1月は32万円、同年3月は16万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年7月は19万円、同年8月及び同年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を9万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年10月1日から18年10月16日まで
② 平成17年12月30日

A社に係る年金記録を確認したところ、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が受け取っていた給与に見合った額になっていない上、申立期間②に支給された賞与の記録も確認できない。

両申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合

う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された通常貯金預払状況調書の振込額と税務署から提出された申立人に係る平成 17 年度及び 18 年度の「報酬の支払調書」により確認又は推認できる社会保険料控除額並びに所得税額から算出した報酬月額、及び当該「報酬の支払調書」により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成 17 年 10 月及び同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 20 万円、18 年 1 月は 32 万円、同年 3 月は 16 万円、同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 22 万円、同年 7 月は 19 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の書類は無いと回答しているが、報酬の支払調書等において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている資格取得時及び定時決定時の標準報酬月額のいずれの記録も一致していないことから、事業主は、報酬の支払調書等において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 18 年 2 月及び同年 6 月については、上述の「報酬の支払調書」において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが推認できるものの、上記の通常貯金預払状況調書の振込額と平成 18 年度の「報酬の支払調書」により確認又は推認できる社会保険料控除額並びに所得税額から算出した報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②について、申立人から提出された通常貯金預払状況調書により、申立人は、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間②に係る賞与支給明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記通常貯金預払状況調書に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料

控除額から、9万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の書類は無いと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日
年金記録によると、A社から支給された平成 18 年 12 月の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された通常貯金預払状況調書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記通常貯金預払状況調書に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、8万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の書類は無いと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月30日
年金記録によると、A社から支給された平成17年12月の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、9万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の書類は無いと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月1日まで

年金記録を照会したところ、昭和39年7月21日にA社B事務所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年8月1日に同社C支店において同資格を取得したことになる。

申立期間は転勤により異動した時期であり、A社には入社以来継続して勤めていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出されたD厚生年金基金の裁定通知書、E健康保険組合の申立人に係る健康保険加入期間に関する回答、社内報により申立人と同日付けで異動したことが確認できる同僚から提出された給与明細カード(写し)及び申立人と同様に被保険者期間に欠落がある複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(A社B事務所から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の社内報によると、申立人は、昭和39年7月21日付けで同社C支店開設準備委員に発令されたことが確認できるが、申立人と同日付けで異動したことが上記社内報で確認できる同僚から提出のあった給与明細カード(写し)によると、同年7月分の給与は同社B事務所から

支給されていることが推認できることから同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事務所における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に清算され、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主への確認もできず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 10 日から 59 年 4 月 1 日まで

A市役所B課の臨時職員として、当初、昭和58年10月10日から3か月の予定で採用されたが、休職中の職員の入院期間が延びたため、勤務期間が59年3月31日まで延長され、その後、同年4月1日からは、同市役所の別の課に継続して勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、同市役所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年4月1日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書」により、申立人は、昭和59年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録と一致している。

また、A市役所は、「提出した資料以外に申立人に関する資料は無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。また、仮に、申立人が主張するとおり、申立期間において当市役所に勤務し、別の課に異動していたとしても、勤務が継続している場合には、厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、改めて同資格を取得させる手続は行わないことから、昭和59年4月1日に同資格を取得させている申立人について、同日以前の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したとは考え難い。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の同僚4人、及びA市役所に係る被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者

記録が確認できる同僚 19 人の合計 23 人に照会し、15 人から回答が得られたところ、このうち申立人が B 課に勤務していたことを記憶している 3 人は、いずれもその時期までは記憶しておらず、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人の夫に係る被保険者原票によると、申立人は、申立期間のうち昭和 58 年 10 月 10 日から 59 年 3 月 31 日までの期間について、夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4497 (事案 4420 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月から 11 年 9 月まで

A社に勤務していた期間のうち、給与支給額より低額な標準報酬月額になっている期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしいと申し立てたが、当該期間のうち、一部の期間は申立てが認められたものの、申立期間については認められなかった。

当初の申立てにおいて認められなかった申立期間についても、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から給与支給明細書が提出されている期間は、当該給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できること、また、給与支給明細書が提出されていない期間については、当該期間の前後の期間に係る給与支給明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることが確認できることから、当該期間においても同様であったと判断できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 10 月 23 日付けで総務大臣による年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料を提出することなく、「当初の申立てにおいて、平成 5 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の訂正が認められており、申立期間についても、同様の状況であったはずなので、記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、当初の申立てにおいて、平成 5 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日

までの期間については、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額が遡及して減額訂正処理されていることが確認できるとともに、当該減額訂正処理が事実即したものと考えることを理由として、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないとする決定が行われている一方、申立期間については、オンライン記録によると、標準報酬月額が遡及して訂正処理された形跡が無く、前述の当該減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとは言えないことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 31 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 45 年 2 月 1 日から同年 6 月 30 日まで A 大学 (現在は、B 大学) の病院内にある検査室に非常勤職員として勤務していたが、当該期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで A 大学の病院内にある薬局に非常勤職員として継続して勤務していたが、当該期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 45 年 2 月 1 日から勤務を始めた。当初、3 か月間の予定で非常勤のアルバイト勤務をすることになっていたが、予定期間の最終日に、勤務期間が延長された旨を伝えられ、同年 6 月 30 日まで継続して勤務したと記憶している。」と主張している。

しかしながら、B 大学から提出された社会保険関係台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 45 年 3 月 31 日であることが確認でき、これは A 大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) の記録と一致している上、B 大学は、「申立人が、申立期間①において勤務していた事実及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無い。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していないことから、A 大学に

係る被保険者原票により、申立期間①、②及び③並びにその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた22人に照会し、14人から回答が得られたものの、いずれの同僚も申立人を記憶しておらず、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

なお、申立期間①のうち、昭和45年3月31日から同年4月1日までの期間については、B大学から提出された人事異動上申書及び給与算定調書により、申立人は、同年1月30日付けで、同年2月1日から同年3月31日までを任用予定期間とするA大学医学部附属病院の臨時用務員に採用されていることが確認できるものの、前述の回答が得られた同僚14人のうち3人は、「当時、非常勤職員は、年度末の3月31日は勤務しないことになっていた。」と供述しており、他の一人は、「私は、年度末の3月31日にも勤務したが、その1日分の給与は、手続の関係上の理由から、別途に支給された。」と供述している。

- 2 申立期間②及び③について、B大学から提出された履歴書によると、申立人は、A大学C部D課の補佐員として、昭和45年8月1日に採用され、46年3月30日に退職し、再度、同年4月1日に採用され、47年3月30日に退職したことが記載されている。

また、B大学から提出された社会保険関係台帳によると、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、上記履歴書及びA大学に係る被保険者原票の記録と合致していることが確認できるとともに、この状況は、前記1のとおり、回答が得られた複数の同僚が、「当時、非常勤職員は、年度末の3月31日は勤務しないことになっていた。」と供述していることと符合している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 53 年 5 月まで

申立期間は、A社に入社して、B社C営業所の現場で働いていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 51 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「昭和 45 年以降の労働者名簿を確認したところ、申立人が昭和 51 年 10 月 1 日付けで雇用保険に加入していたと思われる記録が残っていたが、それ以上のことは分からない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人、及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚 18 人の計 19 人に照会したところ、回答が得られた 6 人は、いずれも申立人を記憶していない上、そのうちの一人は、「現場採用者は、短期雇用者が多かった。短期雇用者は、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述しており、申立人の申立ての事実を確認できる供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したところ、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 52 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間において、D 社に勤務していたことが確認できることから、申立期間当時の事業主に照会したところ、「当時の資料は無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料の控除について分からない。」と回答している。

また、申立期間内に D 社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者に照会したところ、回答が得られた 6 人のうち労務担当者であった者は、「現場採用の場合、日給月給で雇用保険には加入させていたが、健康保険及び厚生年金保険に加入させていたかどうかについては、分からない。」と供述している上、同社の被保険者原票を確認したが、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、申立人は、B 社 C 営業所の現場で働いていたとしていることから、同社の被保険者原票についても確認したが、同社において、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月から 13 年 11 月まで

申立期間は、A社に技術職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間のうち平成 9 年 7 月 29 日から 13 年 3 月 31 日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 10 年 7 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち同日以後の期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業主は、「会社は既に倒産し、当時の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については分からない。」と回答している。

さらに、申立人は、当該事業所で一緒に勤務した同僚一人の名前を挙げているが、当該同僚からは回答が得られないことから、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 26 人に照会し、申立人を記憶する 6 人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認できる供述を得ることができなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入しており、そのうちの平成 7 年 11 月から 8 年 3 月までの期間については、保険料が申請免除されていることが、また、同年 7 月から 9 年 6 月までの期間及び

10年2月から13年11月までの期間については、保険料を納付していることが確認できる。

その上、B市の回答によると、申立人は、申立期間を含む平成7年10月31日から21年9月2日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。